

○小泉やすお 委員長

前回に引き続き、一般会計歳入全部、一般会計歳出第9款公債費、第10款諸支出金、第11款予備費に対する民主党杉並区議団の質疑を続行いたします。

それでは、増田裕一委員、質問項目をお願いいたします。

◆増田裕一 委員

まず、子供園及び幼稚園使用料に関連して就学前教育について、自転車駐車場使用料に関連して東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車及びバイク駐車場について、時間があれば民営化宿泊施設「杉菜」について、お尋ねいたします。使用する資料は、区政経営計画書、請求資料、整理番号330、334です。

まず、就学前教育についてお尋ねしたいと思います。

区政経営計画書71ページに、「今後の区における就学前教育推進のためのビジョンを、平成22年度中に策定します。」とあります。本件につきましては、昨年秋に開かれた決算特別委員会において、私どもの会派を初め区議会から、区立幼稚園の幼保一体化に先立ち、杉並区における就学前教育のあるべき姿をお示しいただくよう要望させていただいたところ です。冒頭に当たり、その後の検討状況をお尋ねいたします。

◎教育委員会事務局副参事（正田）

就学前教育に関するお尋ねにお答えいたします。

区では、この4月から、区独自の幼保一体化施設子供園を開設いたします。今現在、育成プログラムが完成の見込みでございますが、このプログラムに基づきまして、子供園では、3歳から5歳までの幼児を対象に、短時間保育児と長時間の保育児あわせて、プログラムに基づく幼児教育及び保育に取り組んでまいります。その中で内容の検証、充実を図って、区立幼稚園等にも普及をしていく考えでございます。

また、零歳から2歳までの乳幼児の保育について、家庭等の役割、責任が重要でございますので、こちらは保育課、子育て支援課との連携を図って、今後、子育て環境等の整備により努めていく考えでございます。

こうした取り組みを進めながら、4月以降、区として就学前教育のあるべき姿を描くということで、なおかつ、その取り組みに関する施策も含めて、就学前教育進行ビジョンに策定をしていきたいというふうに考えております。今現在、どう

いう形で進めていくか、子ども子育て担当部門のほうと調整をして、委員会等の設立について検討している段階でございます。

◆増田裕一 委員

鋭意検討のほう、よろしく願いいたします。

それでは次に、東京メトロ丸ノ内線南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車及びバイク駐車場についてお尋ねしていきたいと思えます。

まず、成田東5丁目18番と成田東4丁目14番の間の道、もう少し具体的に申しますと、区役所前の青梅街道を渡ってパチンコ店と靴屋さんが入居している建物と建物の間の道です。これが1日じゅう自転車やバイク、特にバイクが目立ちます、放置してあります。前々から気になっておりましたが、なぜ撤去できないんですか。

◎交通対策課長

自転車に関しましては、放置禁止区域をかけておりますので、隔週でございますけれども、撤去をしているところでございますけれども、バイクに関しましては、私道ということで撤去できない状況でございます。

◆増田裕一 委員

自転車やバイクが放置されている原因は何でしょうか。また、放置されている自転車やバイク、特にバイクを撤去するためにはどのような方法が考えられますか。

◎交通対策課長

やはり南阿佐ヶ谷周辺の置場が少ないということがございます。

また、撤去の方法につきましては、警察のほうといろいろ協議を重ね、バイクのほうはごみ状態になったときに対応するという方法がございますけれども、やはり1番には駐車場の不足ということでございます。

◆増田裕一 委員

バイクなんですけれども、特にバイクが撤去できないというか、その原因は一体、何か法的なものがあるんでしょうか。

◎交通対策課長

撤去できることにはなっておりますけれども、民間の駐車禁止取り締まり等でかなり生活自体が脅かされている、バイクの利用者の方々の声もございまして、駐車場を用意した上で警察のほうも取り締まりを強化するというふうに伺っております。

◆増田裕一 委員

それでは、南阿佐ヶ谷駅周辺の区営及び民営における自転車やバイクの駐車場はどのくらいあって、どこにあるのでしょうか。

◎交通対策課長

まず、区立の自転車駐車場でございますけれども、成田東の水道局の前に278台ございます。また、区役所の駐車場の入り口でございますが、こちらのほうに110台ございます。

民間に関しましては、ROYALというパチンコ屋さんの裏に200台ほど駐車場がある状況でございます。バイクについては、この駐車場にはございません。

◆増田裕一 委員

今し方ご説明もあったんですけれども、区営の駐車場の収容台数は今ご説明がありました。利用率はどのようになっているのでしょうか。

◎交通対策課長

南阿佐ヶ谷第一、水道局のほうは120%でございます。区役所駐車場入り口が112%でございます。

◆増田裕一 委員

ちなみに、請求した資料によりますと、今お示しいただいた数値は、南阿佐ヶ谷第一は区営自転車駐車場の中でも利用率第1位、南阿佐ヶ谷第二は同第4位です。先ほど来、述べてきた状況も踏まえますと、南阿佐ヶ谷駅周辺の自転車及びバイク駐車場、特にバイクの収容台数が顕著に不足しているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎交通対策課長

区といたしましても、適地を探したり、また地下式の駐車場等検討しておりますし、また、利用者の方のマナーも強く呼びかけているところでございますけれども、委員ご指摘のとおり、不足しているという状況はございます。

◆増田裕一 委員

以下、具体的に解決策をちょっと提案をしまいたいと思うところなんですが、まず、阿佐谷南1丁目18番9号、具体的に申しますと、阿佐谷パールセンター内にユータカラヤというスーパーマーケットがありますが、その建物の裏手に当たります、そちらに区立阿佐谷児童遊園という区立公園があります。商店街の関係者からは、その区立公園を自転車駐車場に転用できないかとの声もありますが、区のご見解はいかがでしょうか。

◎みどり公園課長

阿佐谷地域でも公園は区平均を下回っておりますので、必要性は十分ありますので、転用は困難と考えてございます。

◆増田裕一 委員

困難というのわかりますが、こうした自転車の状況というのがありますので、そこら辺も踏まえていただければと思います。

次に、区役所前のスペースの活用です。

まず、お尋ねしますが、今現在、青梅街道側及び中杉通り側、いずれも区役所前のスペースは、区役所利用者に限り自転車を駐車できることになっていますが、認識に誤りはございませんか。

◎経理課長

そのとおりでございます。

◆増田裕一 委員

土日開庁が実施されましたことで、土曜日、日曜日に区役所前のスペースに自転車を駐車できなくなったとの区民の方からの声を多々いただきます。これはつまり、土日開庁が実施される前は、区役所前のスペースに自転車を駐車していたということを示しております。確かに以前は、土曜日、日曜日になりますと、青梅街道側、中杉通り側を問わず、かなりの台数の自転車が駐車されていたことを記憶しております。これはこれで不規則な状態で大変気にはなっておったところでございますが、これら区役所前のスペースを活用して、常設型の自転車及びバイクの駐車場を設置することが考えられますが、区のご見解はいかがでしょうか。

◎経理課長

土日開庁以前の状態はかなり苦情が多くて、決まりとしてはとめられないという話なんですけど、実質、黙認状態でした。土日、その後整理員を置いて、適宜利用者のためという形でやっているところでございますけれども、実際、潤いのある庁舎空間と、通行人の要するに通路の確保という点等もかんがみますと、現在もパンジーなんかを植栽してございます。みどりのカーテンだとか、そうした点からすると、なかなかスペースの捻出というのは難しいかなというのが実情でございます。

◆増田裕一 委員

この際ちょっとお伺いしておきますけれども、区役所青梅街道側の大型の液晶画面、あれは一体何なんでしょうか。

◎経理課長

あれは平成4年か5年、いわゆる広報板のような形で、当初はそういうサービスを実施しておりました。

◆増田裕一 委員

あと、噴水のようなスペースもありますが、あれは一体何でしょうか。

◎経理課長

あれも1つの潤いの演出で、滝のように水を流すような状況がございました。現在とめてございます。

◆増田裕一 委員

いずれも使ってないということでございます。みどりのカーテンも大変よいんですけども、区民の方々は、もう少し実用的かつ効果的な税金の使い方を求めているということを申し添えておきます。

次に、民営化宿泊施設「杉菜」についてお尋ねしてまいりたいと思います。

「杉菜」が民営化された経緯を時系列でお示してください。

◎区民生活部管理課長

湯河原の「杉菜」でございますけれども、平成14年度から民営化施設ということで、13年度までは区のほうの直営ということで運営してございましたけれども、行財政改革あるいは民間事業者のサービスの向上というようなことで、平成14年度から民営化施設ということで運営してきているところでございます。

◆増田裕一 委員

では、民営化とは何でしょうか。指定管理者制度や業務の民間委託との比較でご説明ください。

◎区民生活部管理課長

平成13年度当時は、指定管理者制度というものがまだ出ていませんでしたので、そういう意味で、民間の事業者をプロポーザルというか、いろいろな提案を出してもらいまして、選んで、それで運営をしてもらうということでございます。

◆増田裕一 委員

この民間会社との契約期間と契約の更新時期をお示してください。

◎区民生活部管理課長

平成14年度から3年間ごとに契約を更新するというので、今回は19、20、21年度ということでございますので、22年度にまた更新の話をするということになります。

◆増田裕一 委員

「杉菜」に関連します歳入及び歳出の決算額を、それぞれ平成14年度以降の経年でお示してください。

◎区民生活部管理課長

平成16年度以降でございますと、歳入が1,300万余、歳出が5,800万余、17年度が歳入が800万余、歳出が5,300万余、18年度が歳入が1,200万余、歳出が5,300万余、19年度が歳入が1,600万余、歳出が5,200万余、20年度が歳入が800万余、歳出が4,000万余でございます。

◆増田裕一 委員

14年度～16年度、これは歳出で結構なんですけど、傾向でも構いませんのでお示してください。

◎区民生活部管理課長

ちょっとお待ちください。

○小泉やすお 委員長

では、後でいいそうです。

◆増田裕一 委員

それらの歳入及び歳出の性質というか、内訳は何でしょうか、詳細にご説明ください。

◎区民生活部管理課長

歳入のほうの内訳でございますと、基本的には、民間事業者が運営をしていく中で、営業がよくいって黒字になるという場合に、その黒字の場合の2分の1を、管理監督費としてもらうということでございます。

それと、平成20年度までは温泉の使用料ということで、事業者から使用料を500万から600万ぐらいもらって、それを湯元に払うということで、もらって払っているということでプラス・マイナス・ゼロでございますけれども、それが歳入の大体のところでございます。

歳出のほうは、区民の利用者の補助金ということで、一般の区民であれば1人2,000円、65歳以上の高齢者、障害者であれば3,000円の補助ということが大きなところでございます。あと、いろいろな修繕とかそういう関係、あるいは公認会計士に決算状況をチェックしてもらうということで謝礼の支払いとか、そういうものが入っているところでございます。

◆増田裕一 委員

それでは、「杉菜」の利用者数のうち、区民利用者数と、利用者数合計に対する区民利用率をそれぞれ、平成14年度以降の経年でお示してください。

◎区民生活部管理課長

16年度から申しますと、区民が平成16年度は16,000余、区民以外が6,700余、17年度は区民が14,000余、区民以外が8,000余、18年度が区民が13,000余、区民以外が11,000余、19年度が区民が13,000余、区民以外が11,000余、20年度が区民が12,000余、区民以外が12,000余ということで、利用率で見ますと、16年度が区民の利用率は70%ぐらい、20年度は約50%というような状況でございます。

◆増田裕一 委員

もう残された時間もございませんので、結論に関しては、あしたの区民生活の款で申し上げたいと思います。

以上です。__